

## 占領下ドイツにおける連合石油供給組織（Allied Petroleum Supply Organization）設立構想と在独アメリカ軍政府の対応

河 崎 信 樹

### はじめに

本稿の課題は，第二次世界大戦後，アメリカのドイツ占領地区および米英統合占領地区において試みられた米英蘭石油会社による連合石油供給組織（Allied Petroleum Supply Organization，以下 APSO と略す）の設立構想に対する在独アメリカ軍政府（Office of Military Government for Germany (U.S.)，以下，OMGUS と略す）の対応を分析することである。

第二次世界大戦後，ドイツのアメリカ占領地区における石油の輸入および分配と国内輸送は，OMGUS と駐留アメリカ軍によって担われていた。こうした状況に対して，アメリカ，イギリス，オランダ籍を持つ石油企業の在ドイツ子会社によって設立が目指された組織が APSO であった。APSO は，米英統合占領地区への石油の輸入および分配と国内輸送の全てを担うことを目的として構想された<sup>1)</sup>。つまり APSO 構想とは，これまで OMGUS とアメリカ軍が果たしてきた役割を，民間で代替することを目指した石油供給のためのコンソーシアムであった。

この組織の設立には，当然，ドイツ占領地区

において軍政を担当していた OMGUS の許可が必要とされるが，その許可をめぐる大きな問題が存在した。それは，経済的な効率性と非カルテル化政策との矛盾という問題であった。つまり，軍によって管理されてきたそれまでの石油供給体制から，民間の石油供給コンソーシアムに業務を移管することによって，アメリカ軍自体の負担が軽減されると共に，石油供給に関する業務の効率化も実現しうる。しかし APSO の存在自体は，連合国籍の企業が主導しているものとはいえ，ドイツ石油製品市場の状況をみた場合，独占やカルテルの排除を目的として OMGUS によって遂行されていた非カルテル化政策に違反する可能性が非常に高かった。こうした問題に対して，OMGUS はいかなる判断を下したのであろうか。これが本稿において解明を意図している問題である。

ドイツ占領地区における非カルテル化政策についての研究蓄積は膨大なものがある<sup>2)</sup>。しかし，連合国籍企業のドイツ占領地区における事

1) 第二次世界大戦後のドイツは，米英仏ソ4カ国によって分割占領されていた。その内，米英の占領地区が1947年1月に統合し，米英統合占領地区が発足した。その成立プロセスについて詳しくは，拙著『アメリカのドイツ政策の史的展開—モーゲンソープランからマーシャルプランへ—』関西大学出版部，2012年，第3章を参照。

2) 例えば，工藤章『現代ドイツ化学企業史—IG ファーベンの成立・展開・解体—』ミネルヴァ書房，1999年，高橋岩和『ドイツ競争制限禁止法の成立と構造』三省堂，1997年，手塚和彰「対独占領政策の形成と「転換」—戦後ドイツ社会・労働政策の出発点について—」中村隆英編『占領期日本の経済と政治』東京大学出版会，1979年，戸原四郎「西ドイツにおける戦後改革」東京大学社会科学研究所編『戦後改革2』東京大学出版会，1974年，柳澤治『資本主義史の連続と断絶—西欧の発展とドイツ—』日本経済評論社，2006年，第5章などを参照。

業再構築との関連で、非カルテル化政策を分析したものは乏しい。

また第二次世界大戦後において、石油企業をはじめとするアメリカ多国籍企業は、ドイツにおける事業再構築を目指した。APSO 構想もそうした試みの一つである。しかし、そうした占領期におけるアメリカ多国籍企業の活動に関する研究の蓄積はほとんど存在しない<sup>3)</sup>。本稿は、以上のような研究史の空白を生めるささやかな試みの一つである<sup>4)</sup>。

以下、Ⅰにおいては、米英蘭籍を持つ石油企業の在ドイツ子会社が、戦前のドイツ石油製品市場で占めていた位置および APSO 構想を提案した動機の背景を明らかにする。続くⅡにおいて、APSO 構想それ自体の内容とそれに対する OMGUS の対応を、特に非カルテル化政策に

注目しながら分析していく<sup>5)</sup>。

## Ⅰ APSO 構想の背景

### 1 両大戦間期におけるドイツ石油製品市場の概観

両大戦間期におけるドイツ石油製品市場は、海外企業の子会社によって、ほぼ支配された状況にあった。この点を表1から確認しておく。表1は1938～39年のドイツ石油製品市場において、海外企業の子会社が占めていたシェアを各製品別に示したものである。ガソリンは5割、それ以外の石油製品については7割以上が、海外企業の子会社によって占められていたことが分かる。つまり、第二次世界大戦以前のドイツ石油製品市場は、基本的に海外企業の子会社

- 3) 貴重な例外として、アメリカ企業によってドイツ企業が所有する各種技術が収奪されていくプロセスを分析した、John Gimbel, *Science, Technology and Reparations*, California: Stanford University Press, 1990. がある。また自動車企業については、包括的な分析ではないが、以下の文献に若干の記述が存在する。GM については、A. P. スローン Jr. (田中融二・狩野貞子・石川博友訳)『GM とともに』ダイヤモンド社、1967 年、425～432 ページ、F. G. ドナー (小沼敏訳)『GM の世界戦略』ベリカン社、1967 年、59～61 ページ。フォードについては、M. ウィルキンス & F. E. ヒル (岩崎玄訳)『フォードの海外戦略 下』小川出版、1969 年、430～434 ページ。
- 4) アメリカ石油企業の在ドイツ子会社による事業再構築活動については、以下の拙稿においても分析を加えている。本稿と合わせて参照願いたい。「占領期におけるアメリカ企業のドイツ企業買収に対するアメリカ国務省の対応—スタンダード・オイル社によるロイヤル・ダッチ・シェル社との共同買収の事例を中心に—」京都大学『経済論叢』第173巻第2号、2004年2月、「占領下ドイツにおけるアメリカ石油企業の事業再構築活動に対するアメリカ政府の対応—ソコニー・バキューム社 (Socony Vacuum Oil Company) の事例を中心に—」京都大学『経済論叢』第174巻第3号、2004年9月。

表1 製品別に見た外国所有企業の占める割合 (1938～39年)

| 製品        | 割合 (%) |
|-----------|--------|
| ガソリン      | 55%    |
| ディーゼル・オイル | 70%    |
| 灯油        | 90%    |
| 自動車油      | 85%    |
| 潤滑油       | 75%    |
| アスファルト    | 75%    |

出典) Report on the German Oil Situation, no date, Records of Decartelization Branch, Company Report and Related Records 1945-49, Box 96.

- 5) 本稿では、アメリカ国立公文書館 (National Archives II, College Park, MD) に所蔵され、Record Group 260, Records of United States Occupation Headquarter, WW II, Office of Military Government For Germany (U. S.) へと分類されている OMGUS 関連諸資料を主に使用した。出典を示す際には、文書名・日付の後に、レコード名とボックス番号を示す。部分的に国務省資料 (Record Group 59) も使用しているが、その場合は末尾に RG59 と明記している。

表2 ドイツにおける石油企業の製品別シェア（1937年）

| 会社名              | ガソリン   | ディーゼル・オイル | 灯油  | 自動車油 | 潤滑油   | アスファルト |
|------------------|--------|-----------|-----|------|-------|--------|
| ドイツ＝アメリカ石油会社     | 20.61% | 37.9%     | 65% | 45%  | 19.2% | 37.4%  |
| レナニア・オッサク鉱業      | 21%    | 23.4%     | 25% | 10%  | 25%   | 38.8%  |
| オーレックス・ドイツ石油販売会社 | 9%     | 10.6%     |     | 30%  | 4.5%  |        |
| ベンゾール・フェアバンド     | 20.69% | 13.6%     |     |      | 7.01% |        |
| ドイツ・ガソリン         | 6.2%   | 1.4%      |     |      | 7.9%  |        |

出典）Report on the German Oil Situation, no date, Records of Decartelization Branch, Company Report and Related Records 1945-49, Box 96.

によって支配されていたといえる<sup>6)</sup>。

表2は、ドイツ石油製品市場において支配的な地位を占めていた5社が、各石油製品市場において占めていたシェア（1937年）を示したものである。上部の3社が外国籍企業、残りの2社がドイツ籍企業である。外国籍企業の3社とは、スタンダード・オイル社（Standard Oil Company (New Jersey)）の子会社ドイツ＝アメリカ石油会社（Deutsch-Amerikanische Petroleum-Gesellschaft）、ロイヤル・ダッチ・シェル社（Royal Dutch Shell）の子会社レナニア・オッサク鉱業（Rhenania-Ossag Mineralwerke A.G.）、アングロ・イラニアン・オイル社（Anglo-Iranian Oil Company）の子会社オーレックス・ドイツ石油販売会社（Olex Deutsche Benzin und Petroleum-Gesellschaft）である。

表2から分かるように、外国籍の3社は各石油製品市場においてかなり大きなシェアを占めていた。特にドイツ＝アメリカ石油会社とレナニア・オッサク鉱業は、あらゆる石油製品市場において、支配的地位を占めていたことがわか

る。これに対してドイツ籍企業は、ベンゾール・フェアバンドが、ガソリン市場において外国籍企業に匹敵する大きなシェアを確保している以外では、それほど目立っていない。表2からは、ドイツ石油製品市場において、外国籍企業、特にドイツ＝アメリカ石油会社とレナニア・オッサク鉱業の2社が独占的な地位を占めていたことが分かる。

APSO 構想に参加したのはこの2社に、オーレックス・ドイツ石油販売会社を加えた3社であった。では、この3社が APSO 構想に乗り出した動機の背景には何があるのだろうか。

## 2 動機の背景

3社が APSO 構想に乗り出した背景には、大きく2つの要素がある。①戦時期における3社間のつながりの存在、②第二次世界大戦後における事業再構築の難航、の2点である。以下、それぞれの内容を見ていきたい。

### ① 戦時期における3社のつながり

1939年に第二次世界大戦が勃発して以降、全てのドイツの石油企業は、「カルテル組織」や「販売組合」へと各石油製品別に組織化された。1939年に3つ、1940年に2つ、1943年に1つ、設立年不明が1つ、合計7つのカルテル組織等が設立され、これらによって戦時期におけるドイツの石油製品市場は運営された<sup>7)</sup>。このカル

6) 両大戦間期におけるドイツの石油企業の動向について詳しくは、A. D. チャンドラー Jr.（安部悦生・川辺信雄・工藤章・西牟田祐二・日高千景・山口一臣訳）『スケール・アンド・スコープ』有斐閣、1993年、447～449ページを参照。

テル組織等における石油製品の各企業への分配は、1938年後半から1939年前半にかけて、各企業が対象石油製品市場において占めていたシェアに応じて行われた。ゆえに、ドイツ＝アメリカ石油会社、レナニア・オッサク鉱業、オーレックス・ドイツ石油販売会社は、各組織において支配的な立場に立っていたといえよう。支配的な立場にあった3社は協力し、これらのカルテル組織等の運営を行った<sup>8)</sup>。こうした戦時期における協力関係の存在は、APSO構想が生み出される背景として重要であったと考えられる<sup>9)</sup>。

## ② 事業再構築の難航とその障害

1でみたように、APSO構想に参画した3社は、戦前のドイツ石油製品市場において独占的な地位を構築していた。ゆえに戦後は、その地

位の再構築を目指していた。しかし、その事業再構築は様々な障害に突き当たり、ほとんど進んでいなかった。その障害は以下の2点にまとめられる。

第一に、ソ連占領地区および東ヨーロッパ諸国における石油精製所や油田などの没収および戦災による資産の減少である。爆撃による被害も大きかったが、資産が減少した最大の要因は、石油企業がドイツ東部地域に所有していた資産が賠償名目でソ連や東ヨーロッパ諸国によって接収されたことであった。この接収と戦災によってスタンダード社は1億8400万RM、シェル社は2億8000万RMの資産を失った<sup>10)</sup>。

第二に、OMGUSによる投資禁止政策の存在である。投資禁止政策とは、軍政府法第52号（OMGUSによる連合国籍企業の資産管理規定）と第53号（為替管理規定）によって規定されたものであり、アメリカ企業を含む連合国籍の企業やその在ドイツ子会社によるドイツ占領地区における新規投資活動を禁じる政策であった。この政策は、ドイツ企業からの設備撤去による賠償計画が未決定である（連合国籍企業に買収された場合、賠償として撤去できなくなる）、占領地区経済を混乱させる、などの理由によって導入された<sup>11)</sup>。この政策によって新規投資活動を禁じられた石油企業各社は、その事業再構築に際して著しい困難に直面せざるをえなかった。

以上の2点により3社の石油事業再構築は進んでいなかった。事業の再構築を進め、戦前と同様の独占的な地位をドイツ石油製品市場にお

7) ドイツによる占領地域の石油産業は、ドイツ政府によって組織された大陸石油会社（Kontinentale Oel A. G.）によって運営された。大陸石油会社は、1943年までに、23の子会社を占領地域に設立した。Oil Industry, no date, Records of Decartelization Branch, Company Report and Related Records 1945-49, Box 96.

8) Report on the German Oil Situation, no date, Records of Decartelization Branch, Company Report and Related Records 1945-49, Box 96; Oil Industry, no date, Records of Decartelization Branch, Company Report and Related Records 1945-49, Box 96.

9) 連合国籍の石油企業の在ドイツ子会社が、カルテル組織等において戦時期に果たした役割については未だ不明な部分が多く、更なる研究が必要である。その他の戦時期の米独企業間関係については、以下のような研究がある。西牟田祐二『ナチズムとドイツ自動車工業』有斐閣、1999年、チャールズ・ハイアム（青木洋一訳）『国際金融同盟—ナチスとアメリカ企業の陰謀—』マルジュ社、2003年、エドウィン・ブラック（宇京頼三監修、小川京子訳）『IBMとホロコースト—ナチスと手を結んだ大企業—』柏書房、2001年。

10) 詳しくは、前掲拙稿「占領期におけるアメリカ企業のドイツ企業買収に対するアメリカ国務省の対応」、38ページ、および「占領下ドイツにおけるアメリカ石油企業の事業再構築活動に対するアメリカ政府の対応」、55～56ページを参照。

11) 詳しくは、前掲拙稿「占領期におけるアメリカ企業のドイツ企業買収に対するアメリカ国務省の対応」、40～41ページを参照。

いて再び構築するための一つの戦略として考案されたのが APSO 構想であった<sup>12)</sup>。

## II OMGUS による APSO 構想の検討

### 1 ドイツ占領地区における石油流通

APSO 構想の検討に入る前提として、1946 年におけるドイツ占領地区の石油輸入および分配と国内輸送の状況について概観しておきたい<sup>13)</sup>。

1946 年のアメリカ占領地区における石油必要量は 51 万 6000 トン、これに対して占領地区内での生産量は 6840 トンであった。ゆえに海外から石油を大量に輸入する必要があった。しかしドイツ占領地区は、石油の輸入をまかなうだけの外貨を輸出によって稼ぐことができなかった。ゆえにアメリカの資金によって輸入するしかなかった。この輸入額全体は OMGUS によって決定された。なぜならば、全体的な石油の割り当て計画は OMGUS によって作成されていたからだ。

この OMGUS による割り当て計画は、まず各州への分配を定める。各州内における消費者への割り当ては、各州の当局によって行われる。各州内における消費者への分配については、戦時期に存在していたカルテル組織等がそのまま

活用された。そして、石油を輸入し、OMGUS が作成した分配計画に従って、各州におけるカルテル組織等へと輸送する役割を果たしていたのがアメリカ軍であった。アメリカ軍は、石油の輸送について鉄道を主として活用していた。このことは鉄道に大きな負担となっており、改善が期待されていた。

APSO 構想とは、このアメリカ軍が行っていたドイツ占領地区への石油の輸入と国内輸送および OMGUS が担当していた分配を、米英蘭石油企業の在ドイツ子会社である、ドイツ＝アメリカ石油会社、レナニア・オッサク鉱業、オーレックス・ドイツ石油販売会社の 3 社によって形成されるコンソーシアム＝APSO が代替するというものであった。

### 2 APSO 構想の登場と非カルテル化政策

APSO 構想が議論され始めたのは 1946 年 6 月以降であるが、それが米英統合占領地区の設立と連動する形で、アメリカ軍へと持ち込まれ、OMGUS による議論の対象となったのは 1946 年 11 月以降のことであった。在ヨーロッパ駐留アメリカ軍 (United States Forces European Theater, 以下、USFET と略す) から OMGUS に対して、APSO 設立の許可を求めるメモランダムが 1946 年 11 月 15 日付で送付されたことが、その契機となった。

このメモランダムの中で USFET は、APSO 構想を「健全なもの」と認め、もしも環境が許すのであれば、その構想を承認し、正式な設立に向けた準備を開始したいと表明した。そして、最終的な承認を与える前に、現在 OMGUS が遂行している非カルテル化政策に、APSO 構想が反しているか否かの調査をして欲しいと要請した<sup>14)</sup>。

12) APSO 構想を考案する一方、スタンダード社とシェル社は共同で、ドイツ石油企業の買収に乗り出しており、OMGUS による投資禁止政策と衝突していた。あらゆる手段を活用し、ドイツ石油製品市場での事業再構築を目指す両社の経営戦略が示されている。投資禁止政策とアメリカ石油企業のドイツ企業買収活動の衝突について詳しくは、注 4 に挙げた拙稿を参照。

13) 以下の叙述は、Report on the German Oil Situation, no date, Records of Decartelization Branch, Company Report and Related Records 1945-49, Box 96; Oil Industry, no date, Records of Decartelization Branch, Company Report and Related Records 1945-49, Box 96. に基づく。

14) H. O. Beeth to OMGUS, November 15, 1946, Records of Decartelization Branch, Company Report and Related Records 1945-49, Box 96.

このように USFET が、OMGUS による非カルテル化政策に基づく調査を要請した背景には、占領が実際に開始される以前から、アメリカが占領政策の柱として、非カルテル化政策を重視してきたことがあった。

まず、米英ソによって開催されたポツダム会談（1945年7月17日～8月2日）において合意されたポツダム協定に、非カルテル化の原則が示されている。協定の「Ⅱ 初期コントロール期におけるドイツの扱いを支配する原則」内の「B 経済原則」第12パラグラフに以下のように述べられている。

「12. 最も早く実行しうる期日においてドイツ経済は、特に、カルテル、シンジケート、トラストおよびその他の独占的協定によって例示されるような、現在の過度な経済力の集中を取り除くために非集中化される」<sup>15)</sup>。

このポツダム協定における規定と対応する形で、OMGUS の占領政策の指針として策定され、1945年10月に公表された統合参謀本部指令 1067（The Joint Chiefs of Staff Directive 1067, 以下、JCS 1067 と略す）の「第Ⅱ部 経済上の一般的な目的とコントロールの方法」においても、非カルテル化政策の実行が以下のように規定されている。

「36. 全てのカルテル、それ以外の民間におけるビジネスの調整、カルテルに類似した組織は禁止されるだろう。生産・価格を含む市場状況の調整、技術情報とプロセスの排他的な交換、販売地域の分割を行う経

済団体（Wirtschafts-gruppen）のような公的もしくは半公的な特徴を持った組織も同様に禁止される」<sup>16)</sup>。

こうした非カルテル化政策は、占領初期におけるアメリカのドイツ政策の基本方針であるドイツ弱体化路線と結びついていた<sup>17)</sup>。戦時期からのアメリカのドイツ政策は、ドイツの戦争遂行能力の基礎に経済力があると考え、その弱体化を目指した。ドイツに存在した強力な独占やカルテル体制は、そうしたドイツの経済力の源泉と考えられた。ゆえに非カルテル化政策は占領政策の遂行に際して重視されていた。

こうした方針は、OMGUS が1946年11月から立案作業を進め、1947年2月12日に交付された軍政府法第56号（ドイツ経済力過度集中禁止法）へと帰結した。同法によって、ドイツにおける過度な経済力の集中——カルテル、コンツェルン、独占——が禁止された<sup>18)</sup>。このように OMGUS は、占領開始当初から非カルテル化政策を重視しており、その政策と APSO 構想との関連が検討された。

### 3 OMGUS による検討

OMGUS において経済問題を担当していたのは、経済局（Economic Division）であった。同局は、その担当分野に応じていくつかの Branch に分けられており、その中で、この APSO 構想に関わる問題を担当したのは、産業課（Industry Branch）と非カルテル課（De-

15) ポツダム協定のテキストは、The Department of State, *United States economic policy toward Germany*, Publication 2630, no date, pp. 78-87 所収のものを引用した。引用部分は p. 81。

16) JCS1067 のテキストは、The Department of State, *ibid.*, pp. 56-75 所収のものを引用した。引用部分は p. 68。

17) アメリカのドイツ弱体化政策について詳しくは、前掲拙著、第1章を参照。

18) 軍政府法第56号の詳しい内容については、高橋、前掲書、26～28ページを参照。またドイツ占領政策における経済力過度集中禁止法の変遷については、同書、第1章に依拠した。参照されたい。

cartelization Branch) であった。両課は、それぞれ検討の結果を示した。

産業課は、OMGUS における石油政策を管轄しており、それは石油部 (Oil Section) によって担当されていた。産業課は検討の結果、APSO 構想を基本的に有用なものとし、その理由は、以下の3点にあった<sup>19)</sup>。

第一に、APSO 構想を実現することは、APSO がそれ自身の名前で輸入に対する責任を持つ体制を構築することを意味し、軍が石油の輸送に関与しなくてもよくなり、軍を削減することが可能となる。第二に、APSO 構想によって、これまでは個別の契約で使用していた各種の輸送設備を効率的に運用することが可能となる。こうした河川による内陸水運を含む効率的な運用を提供できるのは、APSO 構想のみである。第三に、APSO 構想の仕組みを利用することで、軍も必要な石油サービス (タンカーや内陸水運での輸送、石油貯蔵、石油サービス・ステーションへの石油の輸送と運営等) を活用することができる。

逆に問題となる点として2点を指摘した。第一に、APSO を構成するメンバー企業が3社に限定されていることである。これについては、3社以外の企業が APSO 構想へと参加しうる仕組みを整えるべきである、と提案された。第二に、石油輸送に関する計画立案の権限が APSO に属するため、必要性や正当性を疑わせるような分配が行われる可能性があることである。この点に関しては、APSO による石油の分配・輸送計画に関しては、OMGUS による許可制にすべきであると提案された。

19) Analysis of Allied Petroleum Service Organization, No Date, Records of Decartelization Branch, Company Report and Related Records 1945-49, Box 96; Army Oil Business, November 21, 1946, Records of Decartelization Branch, General Correspondence ("Chronological File") of the Branch Chief, Feb 1946 — Jun 1949, Box 145.

これに対して非カルテル課は、APSO 構想に関して提出された文書が不十分な内容であることを 1946 年 11 月 29 日付のメモランダムで指摘した。なぜなら現段階では「3社によって米英統合占領地区の石油の輸送と分配を行う構想」ということ以上のものが示されていなかったからだ。非カルテル課は、APSO がいつから開始され、いつ終了するのか、個々別々の企業との契約ではなぜ不十分であり、中央集権化された組織として APSO がなぜ設立されなければならないのか、どのような設備が活用される予定なのか、を明確にする必要があるとした<sup>20)</sup>。

そして非カルテル課は、以上のような情報を得ることが最終判断のためには必要であるとしつつも、現段階における見解を、1946 年 12 月 2 日付のメモランダムで示した。この中で非カルテル課は、APSO 構想に反対の立場を表明した。反対の理由は以下の2点であった。第一に、APSO 構想は、米英蘭の3社によって、米英統合占領地区内における軍事・民間消費のために使用される石油の輸入および分配と国内輸送の全てを、今後無制限に独占することを目的としたものである。第二に、APSO 構想のみが、内陸水運を含む全ての輸送機関を効率的に運用できるとしているが、その内容が明確ではない。

以上を踏まえた上で非カルテル課は、APSO 構想をドイツの石油製品市場全体の完全な支配を単一の組織に与えるものだ、と評価した。ゆえに、APSO 構想のみが石油供給に関する唯一の選択肢であることが示されていない以上、非カルテル課は、経済力の集中排除を目的として、ドイツ経済の非カルテル化を進める OMGUS の基本原則に違反している、と判断した。そし

20) Decartelization Branch to Industry Branch, November 29, 1946, Records of Decartelization Branch, Company Report and Related Records 1945-49, Box 96.

て石油の輸入および分配と国内輸送は、できるだけ早い時期に、自由競争の下で行われるべきである、と主張した<sup>21)</sup>。

以上のように両課の見解は対立していた。しかし非カルテル化政策の適用という点では、違った観点からではあるが、一致が見られた。非カルテル課は、APSO 構想自体が独占的な性格を有し、非カルテル化政策に違反しているとして反対した。これに対して産業課は、APSO 構想に全体としては賛成しながらも、3社のみが独占的に参加するというシステム自体は問題視していた。産業課は、幅広い企業の参加が認められていないという点に、非カルテル化政策に反する要素を見出していたといえよう。非カルテル課と産業課の間には、非カルテル化の対象となるべき主体——APSO 構想それ自体かAPSO の構成のあり方か——に関する大きな違いが存在した。しかしこの局面では、この違いは大きく表面化せず、OMGUS からUSFET に提出された文書では、さしあたりAPSO 構想に関する情報不足の問題および非カルテル化政策に反する側面が指摘された。

まず、なぜAPSO 構想のような集中化された新たな組織が必要であるのか、どのような設備や機関がAPSO 構想に活用されるのか、いつ運用が開始され、いつ終了する予定なのか、といった問題に関する情報をさらに提供するように3社に対して要求した。そして現在のAPSO 構想では、コンソーシアムを構成する3社に、石油製品の輸入と分配に関する「独占的なコントロール」が帰属することは明らかであり、そうした「単一のドイツの組織に、全石油

製品市場の完全な支配を与えるものとして結論づけうるものであり、そのような結果は、経済力の集中化を除去するというポツダム協定の目的に合致しない」と評価した<sup>22)</sup>。

#### 4 APSO 構想の再提案

以上のようなOMGUS からの要求に対して石油企業3社は、APSO 構想に関してより詳細な検討を加えた文書を提出した。1947年1月28日付で提出された「メモランダム：ASPO の保管と輸送計画について」と題された文書は、①APSO 構想が持つ優位性、②APSO 構想の限定的な性格、の2点について論じている<sup>23)</sup>。以下、それぞれの内容を見ていきたい。

##### ① APSO 構想が持つ優位性

同文書によれば、民間の貯油タンクについては、海側で40%、河川側で30%が戦争によって破壊され、失われた。そして残存している貯油タンクの内、APSO 参加企業が所有している部分は、海側で53%、河川側で83%である。他のドイツに存在する石油企業は、海か河川のどちらかにしか貯油タンクを所有していないか、全く所有していない。なぜならば他のドイツ企業は、ドイツ国内における合成石油の活用および原油生産を主なビジネスとし、石油製品の輸入に関わっていなかったからである。つまり、設備面から見て3社以外に海と河川を活用した輸

21) Decartelization Branch to Industry Branch and Oil Section, December 2, 1946, Records of Decartelization Branch, Company Report and Related Records 1945-49, Box 96. 自由競争を、非カルテル課が強調する背景には、戦時期に作られたカルテル組織等が未だに石油製品の消費者への分配に活用されている現状への不満も存在した。

22) Text of Proposed Letter to USFET re APSO, no date, Records of Decartelization Branch, Company Report and Related Records 1945-49, Box 96. 同文書は、これら3社が母国においても非カルテル化政策の対象となっていることを指摘し、その面でもAPSO 構想の実現は問題となるのではないかと指摘している。

23) Memorandum: on APSO Storage and Transportation Programme, January 28, 1947, Records of the Economic Division, Industry Branch, General Correspondence of the Oil Section, Box 43.

送網に基づく石油製品の輸送・保管は実現できない。ゆえに海側と河川側の輸送網を統合し、効率的に運用できるのは、この3社のみである。

また、現在の軍による石油製品のオペレーションは、鉄道輸送に頼りすぎている。河川を利用した輸送は、鉄道での輸送の2～3倍の能力を持つ。APSO 構想では、河川的能力を最大限に活用することによって、これまでよりも効率的に石油製品に対する軍需と民需に対応することができる。

## ② APSO 構想の限定的な性格

APSO は、3社によって構成される運営委員会 (20～30名) によって経営される。拠点はフランクフルトに置かれ、軍と密接に協力し、輸送計画を立案する。APSO は、石油製品の保管と輸送のみを扱う組織である。どのくらいの量を輸入するか、どこに・どのように分配するか、といった問題は軍、軍政府、各州において決定される。つまり APSO は「オペレーターではなく、割り当てシステムでもない」。唯一の機能は、最も効率的な方法で石油製品の輸送・保管を行うことである。

また、河川側にある各拠点から内陸にある小さなポイントや石油サービス・ステーションへの輸送に APSO が関与することも可能である。この輸送については、現在ドイツに存在する全ての石油企業が参加できる。APSO は、各社が提供するサービスを顧客に対してコーディネートする役割を果たすのみである。

以上が、同文書が述べる APSO 構想の概要である。ここでは、現状の軍によるオペレーションが鉄道輸送に偏っていることから生じている不効率性を、河川の活用によって打破できるのは APSO 構想のみである、とその優位性が主張された。同時に、OMGUS が行っていた分配にはタッチせず、保管と輸送にしか関与しない、内陸部への輸送については他社の参加を

容認する、といった点で、APSO 構想の限定的な性格も強調された。これは、OMGUS による非カルテル化政策に反しているという指摘を意識したものであった。

## 5 OMGUS による再検討

上記の文書の提出を受けて OMGUS では、産業課内の石油部と非カルテル課が APSO 構想の再検討を行った。

まず石油部門は、APSO 構想の実現を要求した。その理由として以下の4点を挙げた。つまり、①オペレーションの観点からしてこの計画は十分である。軍にとっても実践的である。② OMGUS にとっても実践的観点から望ましい。③米英統合占領地区において APSO 構想は実行されるものであり、両地区の統合という観点からも望ましいものである。イギリス軍政府も好ましい関心を示している。④これはドイツ人へ早い時期に全てのオペレーションを返すという OMGUS の政策にも一致している。そして最後に、最終的な契約において、コンソーシアムを構成するとされている3社以外の企業に、APSO 構想への参加を許可すべきである、という点を修正点として挙げた。つまり石油部門は、内陸部への輸送のみではなく、APSO 構想全体への他社の参入を認めるべきであるとの立場を示した<sup>24)</sup>。以上のような石油部門の見解は、APSO 構想に関する文書が提出される以前の産業課の見解とほぼ同じものであった。

これに対してカルテル課も再検討を行った。カルテル課による再検討の結果も、以前と同様であった。つまり、APSO 構想はポツダム協定と軍政府法第56号に違反している、という見

24) USFET letter concerning clearance for operation of Allied Petroleum Service Organization, Oil Section, February 11, 1947, Records of the Economic Division, Industry Branch, General Correspondence of the Oil Section, Box 43.

解であった<sup>25)</sup>。APSO 構想の限定性に関する主張は何ら判断に影響を与えなかった。

では、これら両者の見解を受けて、最終的な OMGUS の結論はどのようなものとなったのだろうか。

## 6 OMGUS による結論

以下では OMGUS による最終的な見解を、USFET に対する返答（1947 年 2 月 21 日）および陸軍省に対してなされた経過報告（1947 年 4 月 1 日）を基にして見ていきたい。

まず OMGUS は、APSO 構想自体の内容は高く評価した。APSO 構想は、これまでアメリカ軍が担ってきた石油製品の輸入と国内輸送に関する機能を代替するものとして十分に実践的であり、アメリカ軍にとっても受け入れ可能なものだ、とした。さらに、発足したばかりの米英統合占領地区における石油関連業務の統一に資するという観点からも望ましい、と述べた。つまり、「この構想は、オペレーションの効率性の観点からは満足すべきものである」<sup>26)</sup>。

しかし問題は、APSO 構想が単一独占組織であるということである。APSO 構想は、それを構成する 3 社に石油製品市場における独占的な地位を与えてしまう。これは II-2 で言及したポツダム協定の規定および軍政府法第 56 号に反している。そして、「軍政府の最も重要な原則の一つは、非カルテル化とドイツの連邦化である。そのような組織がドイツに発足する以前に、ドイツは連邦制へと分権化されなければな

らない」<sup>27)</sup> のであり、提案された協定は、このまま実現された場合、直接的にこうした OMGUS の方針に違反する。ゆえに APSO 構想は認められない。これが OMGUS の結論であった。

では OMGUS は石油供給に関する組織をどのようにすべきであると考えていたのだろうか。OMGUS は、もし APSO 構想が活用されるとすれば、それは保管業務のみに限定されるべきである、貯油タンクからの輸送・分配については、自由競争に基づく契約によって行われるべきである、とした。つまり APSO 側の主張する「保管と輸送」ではなく、「保管」のみでなければならないと OMGUS は判断したのであった。OMGUS は、基本的に非カルテル課の主張する立場に立ち、APSO 構想を却下したのであった。

では OMGUS が非カルテル課の見解を最終的な結論として採用したことは何を意味しているのだろうか。

第一に、1947 年初頭の時点では、ポツダム協定および JCS 1067 に基づく形での非カルテル化政策を、OMGUS が非常に重視していたことを示している。軍政府法第 56 号が公布されたのも 1947 年 2 月 12 日のことであり、非カルテル化政策の例外として APSO 構想を位置づけることはできない情勢にあった。しかし一方において、非カルテル化政策が緩和へと向かう流れが、OMGUS 内部に生まれてきていることも確認できる。3 社以外の企業が参加できないという点を非カルテル化政策との関連で問題にしつつも、APSO 構想全体については認めるという産業課および石油部の見解の存在である。その後、非カルテル化政策は、ドイツ復興路線がアメリカのドイツ政策の基本方針として確立し

25) Formation Allied Petroleum Service Organization, Decartelization Branch, April 4, 1946, Records of Decartelization Branch, General Correspondence (“Chronological File”) of the Branch Chief, Feb 1946—Jun 1949, Box 145.

26) OMGUS to AGWAR FOR WDSCA ES, April 1, 1947, Records of Decartelization Branch, General Correspondence (“Chronological File”) of the Branch Chief, Feb 1946—Jun 1949, Box 145.

27) OMGUS to USFET, February 21, 1947, Records of the Economic Division, Industry Branch, General Correspondence of the Oil Section, Box 43.

ていく中で<sup>28)</sup> 徐々に緩和される方向へと向っていくが、その「芽」はこの時期から育ってきっていたといえよう<sup>29)</sup>。

第二に、連合国籍企業に対するアンビバレントな対応の存在である。APSO 構想は、ドイツ籍企業ではなく、アメリカ、イギリス、オランダ籍を持つ企業の在ドイツ子会社が関わった構想であった。しかし、それは OMGUS によって非カルテル化政策に反するとして退けられた。しかし一方において、J. ギンベル (John Gimbel) による研究<sup>30)</sup> が明らかにしたように、OMGUS は、アメリカ企業の利益を確保するために、ドイツ企業の持つ各種技術情報の入手を援助していた。こうした相反する政策は、OMGUS 内部にアメリカ企業の利益促進をめぐる相矛盾する2つの路線が存在したことを示している。こうした2つの路線の微妙な均衡関係の上で、APSO 構想に対する OMGUS の判断もなされていたと考えられる。

## おわりに

APSO 構想は、戦前からドイツの石油製品市場において独占的な地位を築いていた連合国籍企業3社によって計画された。これは、ソ連や東ヨーロッパ諸国による撤去、戦災、投資禁止

政策によって事業の再構築が思うように進まない状況を打開するための戦略であった。しかし、1947年初頭の段階において APSO 構想は、OMGUS の非カルテル化政策に反するとして却下された。

では、こうした OMGUS の判断に対して、APSO 構想を提起した3社は、どのように対応したのだろうか。まず3社は、アメリカ本国において国務省に対する働きかけを強めた。例えばスタンダード・オイル社は、本社取締役にしてドイツ子会社を担当する W. A. グリーベン (W. A. Grieben) を中心として、国務省を訪問し、APSO 構想の承認を目指す活動を行っていたことが確認できる<sup>31)</sup>。また、石油部を通してカルテル課に対して判断の見直しを再度要求している<sup>32)</sup>。

こうした3社の活動が行われる一方、アメリカのドイツ政策も、マーシャルプランが実施され、ドイツ復興が促進される方向性が明確化されていった。占領政策の指針も、JCS 1067 から JCS 1779 (1947年7月11日公表) へと変化した。JCS 1779 では、「平和で繁栄したヨーロッパは、破壊的なミリタニズムをドイツが復活させることを許さない制限措置の必要性和同様に、安定して生産的なドイツの経済面での貢献も必要としている」<sup>33)</sup>と述べられており、アメリカがドイツ復興路線へと転換したことが示さ

28) アメリカのドイツ政策が、ドイツ弱体化路線からドイツ復興路線へと転換していくプロセスについて詳しくは、前掲拙著、を参照。

29) 高橋、前掲書、24ページ、では軍政府法第56号の内容に、すでにアメリカの非カルテル化政策が緩和されていく方向が示されていると評価されている。実際、軍政府法第56号の内容にはそうした側面が存在する。しかし、実際に緩和的な方向で同法が運用されるか否かは、その時々々の政治・経済状況に依存している。本稿で対象とした事例は、この時期の OMGUS が、非カルテル化政策をまだ緩和的な方向で運用してはなかったということを示唆している。

30) Gimbel, *ibid.* を参照。

31) Memorandum of Conversation, May 28, 1947, Records of the Central European Division, 1944-1953, Box 4, RG59; Karasik to Longanecker, March 28, 1947, Records of the Central European Division, 1944-1953, Box 4, RG59.

32) 非カルテル課は石油部の要求に対して、「以前の判断を変えさせる新たな条件が提起されていないので、我々の立場は変化しない」と APSO 構想に非カルテル化政策の観点から反対すると返信した。Use of German Imports, Storage Facilities and Services, July 8, 1947, Records of the Economic Division, Industry Branch, General Correspondence of the Oil Section, Box 43.

れていた。

先述したように、非カルテル化政策はドイツ弱体化路線と結びついていた。ゆえに、JCS 1779 も「全てのカルテルおよびその類似組織は禁止する」<sup>34)</sup> と原則的には非カルテル化政策を掲げていたが、その運用の方向性が大きく転換

する可能性があった。その場合、APSO 構想についても結論が見直される可能性が高まる。

こうした APSO 構想と OMGUS による非カルテル化政策のその後の展開については、今後の検討課題としたい。

---

33) JCS1779 のテキストは、United States Department of State, *Documents on Germany 1944-1985*, Washington D. C.: Department of State Publication 9446, 1985. 所収のものをを用いた。引用部分は p. 124。

34) United States Department of State, *ibid.*, p. 132.